

項目コード	検査項目	検体量 (mL)	容器	保存 (安定性)	所要 日数	実施料 判断料	検査方法	基準値	提出条件・備考	検査目的および異常値を示す主な疾患名
2258	CEA (癌胎児性抗原) 5D010-0000-023-051	血清0.5	1	冷蔵	1~2	105 <sup>①</sup> 生Ⅱ	CLIA法	ng/mL 5.0以下		悪性腫瘍 転移性肝癌 炎症性疾患
3108	TPA (組織ポリペプチド抗原) 5D320-0000-023-051	血清0.6	1	冷蔵	3~4	110 生Ⅱ	CLIA法	U/L 75.0未満	*01	悪性腫瘍 炎症性疾患
2259	AFP (α-フェトプロテイン) 5D015-0000-023-051	血清0.5	1	冷蔵	2~4	107 <sup>①</sup> 生Ⅱ	CLIA法	ng/mL 10以下	*01	肝細胞癌 肝硬変 慢性肝炎
3242	PIVKA-II定量 5D520-0000-023-051	血清0.5	1	冷蔵	2~3	143 <sup>①</sup> 生Ⅱ	CLIA法	mAU/mL 40.00以下		肝細胞癌 肝硬変 肝外性閉塞性黄疸 肝内胆汁うっ滞
2451	DUPAN-2 5D170-0000-023-023	血清0.4	1	冷蔵	3~5	121 生Ⅱ	EIA法	U/mL 150以下	*02	肺癌 胆道系癌 肝癌
1093	エラスターゼ1 3B195-0000-023-062	血清0.5	1	(分離後) 凍結	3~5	129 <sup>①</sup> 生Ⅱ	ラテックス免疫 比濁法	ng/dL 300以下	*02	肺癌 急性・慢性肺炎
2402	CA19-9 5D130-0000-023-051	血清0.5	1	冷蔵	1~2	130 生Ⅱ	CLIA法	U/mL 37以下		肺癌 胆道癌
2486	SPan-1抗原 5D220-0000-023-006	血清0.4	1	冷蔵	3~4	146 生Ⅱ	IRMA法 (RIA固相法)	U/mL 30.0以下	*01	肺癌 胆道癌 胃癌
2489	NCC-ST-439 5D200-0000-023-023	血清0.6	1	冷蔵	3~4	121 生Ⅱ	EIA法	U/mL 男性 4.5未満 女性 50才以上 4.5未満 49才以下 7.0未満	*01	肺癌 胆道癌
2460	シアリルLe <sup>x</sup> -i抗原 (SLX) 5D175-0000-023-005	血清0.2	1	冷蔵	3~5	152 生Ⅱ	RIA 固相法	U/mL 38以下	溶血検体不可 *02	肺腺癌 肺癌 卵巣癌
2266	サイトケラチン19フラグメント (シフラ) 5D325-0000-023-053	血清0.5	1	冷蔵	2~4	167 <sup>②</sup> 生Ⅱ	ECLIA法	ng/mL 3.5以下	*33	肺非小細胞癌 腺癌
4921	ProGRP (ガストリン放出ペプチド前駆体) 5D550-0000-022-051	血漿0.6	13	冷蔵	3~4	175 <sup>③</sup> 生Ⅱ	CLIA法	pg/mL 81.0未満	*01	肺小細胞癌
2407	神経特異エノラーゼ (NSE) 5D410-0000-023-053	血清0.5	1	冷蔵	3~5	146 <sup>③</sup> 生Ⅱ	ECLIA法	ng/mL 16.3以下	溶血検体不可 *02	肺小細胞癌 神経芽細胞腫
4840	抗p53抗体 5D560-0000-023-023	血清0.3	1	冷蔵	3~5	163 <sup>④</sup> 生Ⅱ	EIA法	U/mL 1.30以下	*01	食道癌 大腸癌 乳癌
3339	SCC抗原 (扁平上皮癌関連抗原) 5D300-0000-023-053	血清0.5	1	冷蔵	3~5	110 生Ⅱ	ECLIA法	ng/mL 2.5以下	唾液・フケ・皮膚(表皮)・毛髪・爪などの混入により高値傾向を示す。 *02	肺癌 子宮頸癌 食道癌 皮膚癌

①腫瘍マーカーは、悪性腫瘍の患者であることが強く疑われる者に対して検査を行った場合に、悪性腫瘍の診断の確定又は転帰の決定までの間に1回を限度として算定する。

悪性腫瘍の診断が確定し、計画的な治療管理を開始した場合、当該治療管理中に行った腫瘍マーカーの検査の費用は区分番号「B001」特定疾患治療管理料の「3」悪性腫瘍特異物質治療管理料に含まれ、腫瘍マーカーは、原則として、区分番号「B001」特定疾患治療管理料の「3」悪性腫瘍特異物質治療管理料と同一月に併せて算定できない。ただし、悪性腫瘍の診断が確定した場合であっても、次に掲げる場合においては、区分番号「B001」特定疾患治療管理料の「3」悪性腫瘍特異物質治療管理料とは別に腫瘍マーカーの検査料を算定できる。

- ア 急性及び慢性肺炎の診断及び経過観察のために「7」のエラスターゼ1を行った場合
- イ 肝硬変、HBs抗原陽性の慢性肝炎又はHCV抗体陽性の慢性肝炎の患者について、「3」のα-フェトプロテイン (AFP)、「9」のPIVKA-II半定量又は定量を行った場合 (月1回に限る。)
- ウ 子宮内膜症の診断又は治療効果判定を目的として「11」のCA125又は「24」のCA602を行った場合 (診断又は治療前及び治療後の各1回に限る。)
- エ 家族性大腸腺腫症の患者に対して「2」の癌胎児性抗原 (CEA) を行った場合

②サイトケラチン19 フラグメント (シフラ) は、悪性腫瘍であることが既に確定診断された患者については、小細胞癌を除く肺癌の場合に限り、区分番号「B001」特定疾患治療管理料の「3」悪性腫瘍特異物質治療管理料を算定できる。

③ガストリン放出ペプチド前駆体 (ProGRP) を神経特異エノラーゼ (NSE) と併せて実施した場合には、主たるもののみ算定する。

④抗p53抗体は、食道癌、大腸癌又は乳癌が強く疑われる患者に対して行った場合に月1回に限り算定できる。



項目コード	検査項目	検体量 (mL)	容器	保存 (安定性)	所要日数	実施料 判断料	検査方法	基準値	提出条件・備考	検査目的および異常値を示す主な疾患名
0457	CA54/61 <small>5D155-0000-023-023</small>	血清0.5	1	冷蔵	4~7	184 生II	ELISA法	12以下 <sup>U/mL</sup>	※02	卵巣癌 卵巣良性腫瘍
0458	CA602 <small>5D103-0000-023-023</small>	血清0.5	1	冷蔵	4~7	190 <sup>①</sup> 生II	ELISA法	63以下 <sup>U/mL</sup>	※02	
3292	CA125 <small>5D100-0000-023-051</small>	血清0.5	1	冷蔵	3~4	148 <sup>①</sup> 生II	CLIA法	35.0以下 <sup>U/mL</sup>	※01	卵巣癌 子宮頸癌 膀胱癌
2488	CA72-4 <small>5D150-0000-023-053</small>	血清0.5	1	冷蔵	3~5	146 生II	ECLIA法	10.0以下 <sup>U/mL</sup>	※02	卵巣癌 結腸直腸癌 胃癌 乳癌 膀胱癌
1256	シアリルTn抗原 (STn) <small>5D153-0000-023-005</small>	血清0.4	1	冷蔵	3~4	146 生II	RIA 固相法	45.0以下 <sup>U/mL</sup>	※01	卵巣癌 子宮頸癌 胃癌 膀胱癌
3325	CA15-3 <small>5D120-0000-023-051</small>	血清0.5	1	冷蔵	3~4	121 <sup>②</sup> 生II	CLIA法	31.3以下 <sup>U/mL</sup>	※01	乳癌
5503	BCA225 <small>5D125-0000-023-023</small>	血清0.2	1	冷蔵	3~5	165 生II	EIA法	160以下 <sup>U/mL</sup>	※02	
2260	γ-セミノプロテイン (γ-Sm) <small>5D310-0000-023-023</small>	血清0.6	1	冷蔵	3~4	194 生II	EIA法	4.0以下 <sup>ng/mL</sup>	※01	
1143	PSA (前立腺特異抗原) <small>5D305-0000-023-051</small>	血清0.5	1	冷蔵	1~2	130 <sup>③</sup> 生II	CLIA法	4.00以下 <sup>ng/mL</sup>		前立腺癌 前立腺肥大症 前立腺炎
3320	PSA-ACT (前立腺特異抗原-アンチキモトリプシン) <small>5D306-0000-023-051</small>	血清0.5	1	冷蔵	3~4		CLIA法	3.4以下 <sup>ng/mL</sup>	※01	
4586	フリーPSA/トータルPSA比 (PSA-F/T比) <small>5D308-0000-023-051</small>	血清0.7	1	冷蔵	2~4	158 <sup>④</sup> 生II	CLIA法	下記参照	※01	
4544	PSA (高感度) <small>5D306-0000-023-051</small>	血清0.5	1	冷蔵	1~2	130 <sup>③</sup> 生II	CLIA法	4.00以下 <sup>ng/mL</sup>		
5013	5-S-CD (5-S-シスチニールL-ドーパ) <small>5D350-0000-023-204</small>	血清1.0	1	(分離後) 凍結	4~8		HPLC法	1.5~8.0 <sup>nmol/L</sup>	※02	悪性黒色腫
2487	塩基性フェトプロテイン (BFP) <small>5D025-0000-023-023</small>	血清0.3 <small>速やかに遠心</small>	1	冷蔵	3~5	150 生II	EIA法	75未満 <sup>ng/mL</sup>	※02	原発性肝癌 肝炎 肝硬変 胎のう・胆管癌 腎癌 消化器癌
4571	尿中NMP22 <small>5D570-0000-001-023</small>	尿5.0	55	冷蔵	4~6	151 <sup>⑤</sup> 生II	EIA法	12.0以下 <sup>U/mL</sup>	※01	膀胱癌
2177	可溶性IL-2受容体 (sIL-2R) <small>5J095-0000-023-023</small>	血清0.2	1	冷蔵	3~5	438 <sup>⑥</sup> 生II	EIA法	122~496 <sup>U/mL</sup>	※01	成人T細胞性白血病 非ホジキンリンパ腫

- ① CA125及びCA602を併せて測定した場合は、主たるもののみ算定する。  
子宮内膜症の検査のためにCA125、CA602を行った場合、治療前後に各1回を限度として算定する。
- ② シアリルLe<sup>x</sup>抗原 (CSLEX) は、診療及び他の検査の結果から乳癌の患者であることが強く疑われる者に対して検査を行った場合に算定する。シアリルLe<sup>x</sup>抗原 (CSLEX) とCA15-3を併せて測定した場合は、主たるもののみ算定する。
- ③ 診察、腫瘍マーカー以外の検査、画像診断等の結果から、前立腺癌の患者であることを強く疑われる者に対して検査を行った場合に、前立腺癌の診断の確定又は転帰の決定までの間に原則として、1回を限度として算定する。ただし、前立腺特異抗原 (PSA) の検査結果が4.0ng/mL以上であって前立腺癌の確定診断がつかない場合においては、3月に1回に限り、3回を上限として算定できる。なお、当該検査を2回以上算定するに当たっては、検査値を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
- ④ 診療及び他の検査 (前立腺特異抗原 (PSA) 等) の結果から前立腺癌の患者であることが強く疑われる者に対して行った場合に限り算定する。
- ⑤ 尿中NMP22は、尿沈渣 (鏡検法) により赤血球が認められ、尿路上皮癌の患者であることが強く疑われる者に対して行った場合に限り算定する。  
尿中NMP22については、尿路上皮癌の診断が確定した後に行った場合であっても、悪性腫瘍特異物質治療管理料は算定できない。  
尿中NMP22とサイトケラチン8・18 (尿) を同時に実施した場合いずれか一方の所定点数を算定する。
- ⑥ 可溶性インターロイキン2受容体 (IL-2R) は、非ホジキンリンパ腫、ATLの診断の目的で測定した場合に算定できる。  
また、非ホジキンリンパ腫又はATLであることが既に確定診断された患者に対して、経過観察のために測定した場合は、区分番号「B001」特定疾患治療管理料の「3」悪性腫瘍特異物質治療管理料の「0」により算定する。



● [4586] フリーPSA/トータルPSA比 (基準値)

前立腺癌と非癌との鑑別	トータルPSA4.1~10.0ng/mLのグレーゾーンにおいて、F/T比26.0%以下の場合、前立腺癌の高度疑い
基準値	トータルPSA:4.00ng/mL以下 フリーPSA:未設定 フリー/トータル比:26.1%以上

腫瘍関連検査

項目コード	検査項目	検体量 (mL)	容器	保存 (安定性)	所要 日数	実施料 判断料	検査方法	基準 値	提出条件・備考	検査目的および異常値を示す主な疾患名
5509	I型コラーゲン-C-テロペプチド (ICTP) 5C124-0000-023-001	血清0.3	1	冷蔵	3~5	5	RIA (二抗体法)	ng/mL 4.5未満	※02	悪性腫瘍に伴う骨転移 代謝性骨疾患 骨形成状態の評価 骨粗鬆症の病態把握
4616	I型コラーゲン架橋 N-テロペプチド (NTx)	血清0.6	1	冷蔵	3~4	156 ①②③ 生II	EIA法	下記参照	※01	原発性副甲状腺機能低下症 骨バネット病
4580	I型コラーゲン架橋 N-テロペプチド (NTx) 5C123-0000-023-021 5C123-0000-001-021	尿2.0	2	凍結	4~6	156 ①②③ 生II	EIA法	下記参照	※01	悪性腫瘍に伴う骨転移 代謝性骨疾患
4579	尿中デオキシピリジノリン (尿DPD) 5C146-0000-001-021	尿2.0	2	冷蔵	4~6	191 ①②③④ 生II	EIA法	nmol/mmol.CRE M: 2.1~5.4 F: 2.8~7.6 下記参照	※01	原発性副甲状腺機能低下症 悪性腫瘍に伴う骨転移
4870	TRACP-5b 酒石酸抵抗性酸ホスファターゼ 3B222-0000-023-023	血清0.3	1	(分蔵後) 凍結	3~5	156④ 生II	EIA法	下記参照	※01	代謝性骨疾患 肺癌、乳癌、前立腺癌の骨転移
4564	骨型アルカリホスファターゼ (BAP) 3B072-0000-023-052	血清0.5	1	冷蔵	3~5	161 ⑥⑦⑧ 生II	CLEIA法	下記参照	※33	悪性腫瘍に伴う骨転移
5049	I型プロコラーゲン-N-プロペプチド total-P1NP 5C120-0000-023-053	血清0.3	1	冷蔵	3~4	170⑧ 生II	ECLIA法	ng/mL M(30~83歳): 18.1~74.1 F(閉経前30~44歳): 16.8~70.1 F(閉経後45~79歳): 26.4~98.2	※01	骨粗鬆症 癌の骨転移

- ① 区分番号「D009」腫瘍マーカー「21」のI型コラーゲン-C-テロペプチド (ICTP)、区分番号「D008」内分泌学的検査の「23」のI型コラーゲン架橋N-テロペプチド (NTX) 又は同区分「35」のデオキシピリジノリン (DPD) (尿) は、乳癌、肺癌又は前立腺癌であると既に確定診断された患者について骨転移の診断のために当該検査を行い、当該検査の結果に基づいて計画的な治療管理を行った場合に限り、区分番号「B001」特定疾患治療管理料の「3」悪性腫瘍特異物質治療管理料の「0」を算定する。
- ② 区分番号「D008」内分泌学的検査「23」のI型コラーゲン架橋N-テロペプチド (NTX) 及び「35」のデオキシピリジノリン (DPD) (尿) は、原発性副甲状腺機能亢進症の手術適応の決定、副甲状腺機能亢進症手術後の治療効果判定又は骨粗鬆症の薬剤治療方針の選択に際して実施された場合に算定する。なお、骨粗鬆症の薬剤治療方針の選択時に1回、その後6月以内の薬剤効果判定時に1回に限り、また薬剤治療方針を変更したときは変更後6月以内に1回に限り算定できる。
- ③ 区分番号「D008」内分泌学的検査「23」のI型コラーゲン架橋N-テロペプチド (NTX)、「26」のオステオカルシン (OC) 又は「35」のデオキシピリジノリン (DPD) (尿) を併せて実施した場合は、いずれか1つのみ算定する。
- ④ 区分番号「D008」内分泌学的検査「23」の酒石酸抵抗性酸ホスファターゼ (TRACP-5b) は、代謝性骨疾患及び骨転移 (代謝性骨疾患や骨折の併発がない肺癌、乳癌、前立腺癌に限る) の診断補助として実施した場合に1回、その後6月以内の治療経過観察時の補助的指標として実施した場合に1回に限り算定できる。また治療方針を変更した際には変更後6月以内に1回に限り算定できる。  
本検査と「23」のI型コラーゲン架橋N-テロペプチド (NTX)、「26」のオステオカルシン (OC) 又は「35」のデオキシピリジノリン (DPD) (尿) と併せて実施した場合は、いずれか1つのみ算定する。なお、乳癌、肺癌又は前立腺癌であると既に確定診断された患者について骨転移の診断のために当該検査を行い、当該検査に基づいて計画的な治療管理を行った場合は、区分番号「B001」特定疾患治療管理料の「3」悪性腫瘍特異物質治療管理料の「0」を算定する。
- ⑤ I型コラーゲン-C-テロペプチド (ICTP) の保険算定 (悪性腫瘍特異物質治療管理料) 乳癌、肺癌、又は前立腺癌であると既に確定診断された患者について骨転移の診断のために実施し、計画的な治療管理を行った場合に限り、特定疾患治療管理料の悪性腫瘍特異物質治療管理料の「0」を算定する。なお、確定診断された患者が対象となるため、腫瘍マーカー (170点/生II) の区分で算定されることはない。(悪性腫瘍特異物質治療管理料の口: 1項目360点、2項目以上400点)
- ⑥ 区分番号「D007」血液化学検査「25」のALPアインザイム及び骨型アルカリホスファターゼ (BAP) は、アガロース電気泳動法によって、一連の検査によって同時に行った場合に算定する。また、区分番号「D008」内分泌学的検査の「24」の骨型アルカリホスファターゼ (BAP) と併せて実施した場合には、いずれか主たるもののみ算定する。
- ⑦ 区分番号「D007」血液化学検査「43」のALPアインザイム (PAG電気泳動法)、「25」のALPアインザイム及び骨型アルカリホスファターゼ (BAP) 及び区分番号「D008」内分泌学的検査の「24」の骨型アルカリホスファターゼ (BAP) を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
- ⑧ 区分番号「D008」内分泌学的検査「24」の骨型アルカリホスファターゼ (BAP)、「28」のインタクトI型プロコラーゲン-N-プロペプチド (IntactP1NP)、「30」のI型プロコラーゲン-N-プロペプチド (P1NP) 及び区分番号「D007」血液化学検査の「43」ALPアインザイム (PAG電気泳動法) のうち2項目以上を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。

[4616] 血清中のNTxの正常参考値  
[単位: nmol BCE/L]

男性 (40~59才)	9.5~17.7
女性 (閉経前40~44才)	7.5~16.5
女性 (閉経後45~79才)	10.7~24.0

(判定基準) 骨粗鬆症薬剤治療の指標	
骨折リスクカットオフ値	16.5超
骨量減少カットオフ値	13.6以上

[4870] TRACP-5b [単位: mU/dL]

男性	170~590
女性 (YAM)	120~420

YAM (若年者成人平均値)  
・健常閉経前女性 (30~44才) で  
確率された平均±1.96SDの範囲の値

[4580] I型コラーゲン架橋N-テロペプチド (NTx)

[単位: nmol BCE/m mol-CRE] [BCE: Bone Collagen Equivalents]	
参考値	
男性 (40~59才)	13.0 ~ 66.2
女性 (閉経前30~44才)	9.3 ~ 54.3
女性 (閉経後45~79才)	14.3 ~ 89.0

(判定基準) 骨粗鬆症薬剤治療の指標	
骨折リスクカットオフ値	54.3超
骨量減少カットオフ値	35.3以上

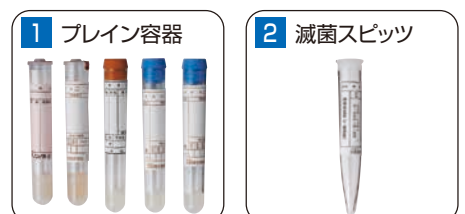
(判定基準) 悪性腫瘍マーカー治療の指標	
骨吸収亢進症の指標	54.3以上
副甲状腺摘出術の適応	200以上
悪性腫瘍 (肺癌、肺癌、前立腺癌) の骨転移の指標	100以上

[4579] 尿デオキシピリジノリン (DPD)  
[単位: nmol/m mol-CRE]

(判定基準) 骨粗鬆症薬剤治療の指標	
骨折リスクカットオフ値	7.6超
骨量減少カットオフ値	5.9以上

[4564] 骨型アルカリホスファターゼ (BAP)  
[単位: µg/L]

M: 3.7~20.9	
F: 2.9~14.5	閉経前
3.8~22.6	閉経後



1 ブレイン容器

2 滅菌スπιツ



<腫瘍部位とマーカーの有用性>

腫瘍マーカー	肺・乳腺		消化管			肝・胆・膵			性腺・泌尿器				その他						
	肺がん	乳がん	食道がん	胃がん	大腸がん	肝がん	胆道がん	膵がん	卵巣がん	子宮がん	がん	腎膀胱	前立腺がん	甲状腺がん	細胞腫	神経芽	リンパ腫	悪性	白血病
CEA																			
BFP																			
TPA																			
AFP																			
AFPLexチン分画																			
PIVKA-II																			
エラスターゼ1																			
CA19-9																			
Span-1																			
DUPAN-2																			
NCC-ST-439																			
SLX																			
CA125																			
CA602																			
STN																			
CA72-4																			
CA54/61																			
SCC抗原	扁平上皮																		
CYFRA(シフラ)	扁平上皮																		
NSE	小細胞																		
ProGRP	小細胞																		
CA15-3		転移																	
BCA225		転移																	
HER2蛋白																			
PSA																			
PSA-ACT																			
PSA・F/T比																			
γ-Sm																			
p53抗体																			
可溶性IL-2受容体																			

■ 特に有用性の高いもの □ 有用性が認められているもの

<臓器別・目的別の腫瘍マーカーの組合せ>

臓器名	スクリーニング	鑑別診断	亜型分類	治療効果測定とフォローアップ	備考
肺 扁平上皮癌 腺癌 小細胞癌	なし なし なし	シフラ、SCC CEA、SLX NSE、ProGRP	シフラ、SCC CEA、SLX NSE、ProGRP	それぞれ左記で陽性 マーカーの2項目まで	非小細胞癌のマーカー は特異性が低い 骨転移マーカーも利用可*
乳腺	なし	CA15-3 BCA225	NCC-ST-439 HER2 タンパク	左記の腫瘍マーカー または、CEA、 p53 抗体	骨転移マーカーも利用可*
頭頸部 食道	なし	なし	なし	CEA、シフラ、 p53 抗体、 SCC、NSE が有効	
胃	ペプシノゲン ABC 検診 H・ピロリ抗体	なし	特殊型は hCG/AFP	CEA、CA19-9、 CA72-4 NCC-ST-439 の内で 陽性マーカー	
大腸	なし	なし	分化型は、CEA、 CA19-9	CEA、CA19-9、 p53 抗体 NCC-ST-439、STN CA50	
肝	(HBs 抗原、HCV 抗体) AFP、PIVKA II	CEA、CA19-9 AFP-L3%	CEA、CA19-9 AFP-L3%	AFP、PIVKA II	
胆道	なし	NCC-ST-439	なし	下記で陽性のマーカー CEA、CA19-9、 NCC-ST-439	
膵臓 外分泌膵 内分泌膵	エラスターゼ CA19-9 アミラーゼ (CA50、Span-1) MENIN 遺伝子解析 膵ホルモン	エラスターゼ CA19-9 NCC-ST-439 PSTI 各種膵ホルモン	なし  各種膵ホルモン	CA19-9 (CA50、Span-1) NCC-ST-439、STN SLX 上記のうちで陽性の マーカー  陽性のホルモン	
卵巣	CA125 または CA602	STN/CA72-4 または GAT	hCG	左記の腫瘍マーカー	
子宮 頸部癌 体部癌 (内膜癌)	なし CA125 または CA602	SCC STN/CA72-4	なし STN/CA72-4 (hCG)	SCC 左記の腫瘍マーカー	
腎臓	なし	なし	エリスロポエチン	レニン活性、BFP	
膀胱	NMP-22			BTA	
精巣(睾丸)	なし	なし	hCG、AFP、LDH	左記の腫瘍マーカー	
前立腺	PSA	PSA	遊離 PSA	PSA	骨転移マーカーも利用可*
甲状腺	FT3 サイログロブリン MENIN 遺伝子解析	TSH、FT4、 PTH カルシトニン CEA	TSH、FT4 PTH カルシトニン CEA	TSH、FT4、PTH 上記で陽性の マーカー カルシトニン、CEA	
副腎	VMA	コルチゾール ACTH カテコールアミン	各副腎ホルモン	左記の陽性のホルモン	
胚細胞腫	hCG	hCG、AFP、CEA PALP (酵素抗体法)	左記の陽性マーカー (含 LDH)	左記の陽性マーカー (含 LDH)	
絨毛性腫瘍	hCG	なし	なし	hCG	
骨肉腫	なし	なし	PICP/ICTP	ALP、LDH、ICTP など	骨形成・吸収マーカー*
神経 神経芽細胞腫 カルチノイド	VMA、HVA 5-HIAA	アドレナリン セロトニン	N-myc	VMA、HVA アドレナリン 5-HIAA	

\* <骨転移マーカー>: ICTP、DPD、PICP、TRACP5-b、NTX  
<骨形成・吸収マーカー>: ICTP、DPD、PICP

### 腫瘍マーカー

腫瘍マーカーは、悪性腫瘍の患者であることが強く疑われる者に対して検査を行った場合に、悪性腫瘍の診断の確定又は転帰の決定までの間に1回を限度として算定する。悪性腫瘍の診断が確定し、計画的な治療管理を開始した場合、当該治療管理中に行った腫瘍マーカーの検査の費用は区分番号「B001」特定疾患治療管理料の「3」悪性腫瘍特異物質治療管理料に含まれ、腫瘍マーカーは、原則として、区分番号「B001」特定疾患治療管理料の「3」悪性腫瘍特異物質治療管理料と同一月に併せて算定できない。ただし、悪性腫瘍の診断が確定した場合であっても、次に掲げる場合においては、区分番号「B001」特定疾患治療管理料の「3」悪性腫瘍特異物質治療管理料とは別に腫瘍マーカーの検査料を算定できる。

- ア. 急性及び慢性肝炎の診断及び経過観察のために「7」のエラスターゼ1を行った場合
- イ. 肝硬変、HBs抗原陽性の慢性肝炎又はHCV抗体陽性の慢性肝炎の患者について、「3」のα-フェトプロテイン（AFP）、「9」のPIVKA-II半定量又は定量を行った場合（月1回に限る。）
- ウ. 子宮内膜症の診断又は治療効果判定を目的として「1」のCA125又は「24」のCA602を行った場合（診断又は治療前及び治療後の各1回に限る。）
- エ. 家族性大腸腺腫症の患者に対して「2」の癌胎児性抗原（CEA）を行った場合

### 悪性腫瘍特異物質治療管理料

- (1) 悪性腫瘍特異物質治療管理料は、悪性腫瘍であること既に確定診断がされた患者について、腫瘍マーカー検査を行い、当該検査の結果に基づいて計画的な治療管理を行った場合に、月1回に限り算定する。
- (2) 悪性腫瘍特異物質治療管理料には、腫瘍マーカー検査、当該検査に係る採血及び当該検査の結果に基づく治療管理に係る費用が含まれるものであり、1月のうち2回以上腫瘍マーカー検査を行っても、それに係る費用は別に算定できない。
- (3) 腫瘍マーカー検査の結果及び治療計画の要点を診療録に記載する。
- (4) 初回月加算は、適切な治療管理を行うために多項目の腫瘍マーカー検査を行うことが予想される初回月に限って算定する。ただし、悪性腫瘍特異物質治療管理料を算定する当該初回月の前月において、区分番号「D009」腫瘍マーカーを算定している場合は、当該初回月加算は算定できない。
- (5) 区分番号「D009」腫瘍マーカーにおいて、併算定が制限されている項目を同一月に併せて実施した場合には、1項目とみなして、本管理料を算定する。
- (6) 当該月に悪性腫瘍特異物質以外の検査（本通知の腫瘍マーカーの項に規定する例外規定を含む。）を行った場合は、本管理料とは別に、検査に係る判断料を算定できる。
- (7) 特殊な腫瘍マーカー検査及び計画的な治療管理のうち、特に本項を準用する必要のあるものについては、その都度当局に内議し、最も近似する腫瘍マーカー検査及び治療管理として準用が通知された算定方法により算定する。

#### < 検体検査実施料と悪性腫瘍特異物質治療管理料 >

太文字は総合検査案内書掲載項目です

区分番号	検査項目名	悪性腫瘍の患者であることが強く疑われる患者*3		悪性腫瘍であると既に診断が確定した患者		
		検体検査実施料		悪性腫瘍特異物質治療管理料		
1	尿中BTA*1	80		220		
2	癌胎児性抗原（CEA）	105				
3	α-フェトプロテイン（AFP）	107				
4	組織ポリペプチド抗原（TPA） 扁平上皮癌関連抗原（SCC抗原）	110				
5	DUPAN-2 NCC-ST-439 CA 15-3	121				
6	前立腺酸ホスファターゼ抗原（PAP）	124				
7	エラスターゼ1	129				
8	前立腺特異抗原（PSA） CA 19-9	130				
9	PIVKA-II半定量 PIVKA-II定量	143				
10	CA 72-4 SPan-1 シアルルTn抗原（STN） 神経特異エノラーゼ（NSE）	146				
11	CA 125	148				
12	塩基性フェトプロテイン（BFP）	150		1項目	360	
13	核マトリックスプロテイン22（NMP22）定量（尿）*2 核マトリックスプロテイン22（NMP22）定性（尿）*2	151		2項目以上	400	
14	シアルルLe <sup>x</sup> -i抗原（SLX）	152	患者から1回に採取した血液等を用いて左記区分番号の2から30までに掲げる検査を2項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、検査の項目数に応じて上記に掲げる点数により算定する。	初回月加算	150	
15	遊離型PSA比（PSAF/T比）	158				
16	サイトケラチン8・18（尿）	160				
17	抗p53抗体	163				
18	BCA 225	165				
19	サイトケラチン19フラグメント（シフラ）	167				
20	シアルルLe <sup>x</sup> 抗原（CSLEX）	169				
21	I型コラーゲン-C-テロペプチド（ICTP）*1	170				
22	ガストリン放出ペプチド前駆体（ProGRP）	175				
23	CA 54/61 癌関連ガラクトース転移酵素（GAT）	184				
24	CA 602 α-フェトプロテインレクチン分画（AFP-L3%）	190				
25	γ-セミノプロテイン（γ-Sm）	194				
26	ヒト精巣上体蛋白4（HE4）	200				
27	可溶性メソテリン関連ペプチド	220				
28	癌胎児性抗原（CEA）定性（乳頭分泌液） 癌胎児性抗原（CEA）半定量（乳頭分泌液）	314				
29	HER2蛋白*1	320				
30	可溶性インターロイキン-2レセプター（sIL-2R） I型コラーゲン架橋N-テロペプチド（NTX） デオキシピリジノリン（DPD）尿 酒石酸抵抗性酸ホスファターゼ（TRACP-5b）	438				

[注] \*1 「悪性腫瘍特異物質治療管理料」として、のみ算定 \*2 「検体検査実施料」として、のみ算定  
\*3 診療及び腫瘍マーカー以外の検査の結果から悪性腫瘍の患者であることが強く疑われる者に対して、腫瘍マーカーの検査を行った場合に、1回に限り算定する。ただし、区分番号B001の3に掲げる悪性腫瘍特異物質治療管理料を算定している患者については算定しない。